

秋田市教育委員会
会 議 録

令和4年8月定例会

記録者

秋田市教育委員会令和4年8月定例会会議録

- 1 日 時 令和4年8月25日(木曜日)
午後3時30分～午後4時50分
- 2 場 所 5-A会議室
- 3 出席委員 教育長
教育委員
教育委員
教育委員
教育委員
- 4 出席職員 教育次長
総務課長
総務課参事
学事課長
学校教育課長
教職員室長
教育研究所長
学校適正配置推進室長
生涯学習室長
秋田商業高等学校事務長
秋田商業高等学校教諭
御所野学院高等学校長
御所野学院高等学校事務長
美大附属高等学院副校長
美大附属高等学院事務長
総務課長補佐
総務課副参事
学事課長補佐
自然科学学習館副館長
総務課主席主査
学事課主席主査

学校適正配置推進室主席主査
総務課主査
学事課主査
総務課主任

5 議 題

【協議事項】

- (1) 令和4年度9月補正予算(案)に関する件について
- (2) 秋田市立学校設置条例の一部を改正する件について

【教育長等の報告】

- (1) 令和5年度秋田市立秋田商業高等学校の生徒募集公告について
- (2) 令和5年度秋田市立御所野学院高等学校の生徒募集公告について
- (3) 令和5年度秋田公立美術大学附属高等学院の生徒募集について
- (4) 学校適正配置に関する地域協議の開催状況等について

6 議 事 午後3時30分開会

【令和4年7月定例会会議録の承認】

令和4年7月定例会会議録について、異議がないため承認された。

【会議録署名委員の指名】

教育長が今回会議録の署名委員として委員2名を指名した。

【非公開の議決】

教育長 協議事項(1)および(2)は、今後議会に提出され、審議される案件であり、現段階では公の場で審議した場合、事務局の説明や、我々を含め出席者の発言が制約されることにより、十分な審議ができなくなるおそれがある。

したがって、これらの案件については、「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」第14条第7項ただし書の

規定により、秘密会として取り扱うこととし、日程の最後に審議したいと思うがどうか。

※ 以上の発議があり、全員賛成により議決した。

【教育長等の報告】

- (1) 令和5年度秋田市立秋田商業高等学校の生徒募集公告について
- (2) 令和5年度秋田市立御所野学院高等学校の生徒募集公告について

教育長 報告(1)および(2)は、どちらも生徒募集公告に関わるものとなっており、事務局からの説明とその後の審議は一括で行いたいと思うがいかがか。

(異議なし)

教育長 それでは、報告(1)「令和5年度秋田市立秋田商業高等学校の生徒募集公告について」および報告(2)「令和5年度秋田市立御所野学院高等学校の生徒募集公告について」、事務局から説明願う。

学事課長 (資料に基づき説明)

委員 両校とも、出願資格の特色選抜の「求める生徒像」について、どういった基準で当てはまる者であるかを判断するのか。

教諭 秋田商業高等学校の「求める生徒像」については、提出された志願理由書を確認したり、面接において(ア)から(ウ)までに沿った聴き取りを行うことにより、判断している。

校長 御所野学院高等学校の「求める生徒像」については、中高一貫校であることや、本校の基本理念に基づき、検討した上で設定したものである。

委員 例えば、志願理由書の中でどのようなことを記載していれば、「求める生徒像」に当てはまる者であるといった基準のようなものはないのか。

教諭 秋田商業高等学校においては、志願理由書から学習意欲や部活動に対する意思を確認している。また、1次募集に関しては、学力検査の成績を中心とし、志願理由書の内容

や面接での受け答えも含めて総合的に判断している。

教育長

「求める生徒像」については、評価項目というよりは、総合的にその生徒を判断するための視点になるという考え方でよいか。

教諭

そのとおりである。

委員

特色選抜は、今回から新しく導入される制度であるため、生徒が理解することができて、志望校に進学するためには、普段からどのように行動すればよいかなどを確立できるようなものでないと、「求める生徒像」にはならないと思われるがどうか。

教育長

出願資格で記載されている部分であり、評価項目ではないため、掲げているものを身に付けた生徒に出願してほしいということから記載しているものと思われる。秋田商業高等学校については、5(1)ウ(イ)（事前配付資料①2ページ）が、御所野学院高等学校については、5(2)イ(イ)が学校の特色を顕著に示していると言える。こういったことから、それぞれの学校がどのような生徒を求めているかを理解していただければと思う。

委員

両校とも、従来の前期選抜が特色選抜に変わっているが、国や県から制度の変更を指示されたものか。また、秋田商業高等学校の募集定員は昨年度から変更していないということであったが、昨年度の倍率はどれくらいであったか。県内の高等学校について、募集定員に対して、志願者数が届かないことが多くなってきていると聞かれるが、そういった影響も検討した上で、設定したものか。

学校教育課長

県において、従来前期選抜および一般選抜の2回に分けていたものを、特色選抜および一般選抜を同日に行うこととしたことに伴う変更であるが、理由については、前期選抜の学力検査が3教科であることや、前期選抜に合格した後、入学まで間があることなどが挙げられており、さらに、学校側においては、1月下旬から3月の2次募集まで入試業務が続き、在校生に対する教育活動が十分にできなくなるといった弊害があることとされている。これらを踏まえ、前期選抜から変わる特色選抜および一般選抜を同日で行い、

どちらも学力検査を5教科行うという制度変更が行われたものである。これを受けて、県立と市立で別々の動きであると、生徒に不利な場合も考えられるため、市立高等学校においても、同様の制度にすることとしたものである。

教育長 市立高等学校も、秋田県公立高等学校入学者選抜実施要項に沿って、県立高等学校と同じ入試問題で選抜を実施していることもあり、制度も同様にしたものである。

教諭 秋田商業高等学校については、一昨年を除き、例年志願倍率は1倍を超えている。昨年も超えており、例年どおりの募集定員としたものである。

教育次長 募集定員については、県立高等学校でも定員割れしている高等学校があるため、定員削減等の検討を進めている。市立高等学校においても、例年の志願倍率の状況を注視しているが、秋田商業高等学校の来年度の選抜については、例年どおりの募集定員に決めたものである。

教育長 少子化も進み、中学生の人数も減っていくため、検討を進める必要があるだろうと考えている。

委員 特色選抜および一般選抜の両方に志願することができるのか。また、どちらの選抜で合格したか発表されるのか。

学校教育課長 特色選抜に志願する生徒は、一般選抜も併願できることとしている。特色選抜で合格する場合もあるし、特色選抜で合格できず、併願した一般選抜で合格するという場合もある。逆に、一般選抜を志願する生徒が特色選抜を併願するということはできないものである。併願した生徒の合格については、選抜実施要項がまだ示されていないが、県教育委員会が開催する説明会において、示されるものと思われる。

学事課長 なお、併願した場合であっても、入学検定料は、2,200円である。1次募集で1つの検定を受けるという考え方である。

※ 報告(1)および(2)については、以上のとおり終了した。

(3) 令和5年度秋田公立美術大学附属高等学院の生徒募集について

- 教育長 報告(3)「令和5年度秋田公立美術大学附属高等学院の生徒募集について」、事務局から説明願う。
- 副校長 (資料に基づき説明)
- 委員 専願および併願が同一日程で行われることで、併願の生徒が複数名いる場合であっても、別の進路を考える期間が確保されているという面で、よい方法であると思う。
- 教育長 令和5年1月27日の合格者の発表をもって、専願の生徒については、入学手続をすることになるが、併願の生徒については、どうか。
- 事務長 令和5年2月に予定している入学説明会の際に、入学の意思確認書を提出していただくこととしている。併願の生徒については、保留する旨の意思を示していただくこととしている。
- 教育長 併願の生徒については、公立高等学校の一般選抜が終わった後に、最終的に入学手続をするということによいか。
- 事務長 そのとおりである。
- 委員 報告(1)および(2)であった県の制度変更に伴って、変更となった部分はあるか。
- 事務長 従来、前期選抜と後期選抜の2回に分かれており、前期選抜は1月上旬、後期選抜は2月上旬に行っていたが、令和5年度の選抜からは1月中旬の1回のみとなる。合格発表の日付が、公立高校の1次募集の出願期間前になるため、本校に合格できなかった生徒が公立高校の選抜に出願できる日程となっている。また、学力検査については、従来の前期選抜が筆記試験300点、実技試験が100点の合計400点であり、後期選抜が筆記試験300点、実技試験200点の合計500点としていたが、今回からは専願および併願ともに筆記試験300点、実技試験100点の合計400点で行うこととしている。
- 教育長 大半の生徒が1月中に進路が決まることとなるが、入学まで2か月あり、その間入学するための準備期間として、入学予定の生徒に対する課題等はあるのか。
- 副校長 普通教科の基礎部分の総まとめや入学後実技の検査もあ

ることから、デッサンに関する課題を出したいと考えている。

教育長 その2か月間が、入学前の準備やモチベーションを高める意味でも、ブランクを空けず、課題を行っていただくのはよいと思われる。

委員 秋田商業高等学校および御所野学院高等学校は、生徒募集公告としているのに対して、秋田公立美術大学附属高等学院は生徒募集としている違いは何か。

事務長 学則の違いである。他の2校は、学則において、生徒募集に関する事項を公告する旨の規定があるが、本校は、生徒募集に関する事項については、校長が定める旨の規定である。

※ 報告(3)については、以上のとおり終了した。

(4) 学校適正配置に関する地域協議の開催状況等について

教育長 報告(4)「学校適正配置に関する地域協議の開催状況等について」、事務局から報告願う。

学校適正配置推進室長 (資料に基づき説明)

委員 浜田小、豊岩小および下浜小の3校が統合する方向性であるという認識であったが、日新小が改築される話も出てきており、大規模校に吸収されるという論調もあるが、実際のところはどうか。

学校適正配置推進室長 この3校は、小規模校となっており、大規模校と統合してなじめるのかと不安に思っている保護者が多い。また、協議において、吸収ではなく、対等の統合である旨説明してきている。

委員 「小規模校という選択肢を残してほしい」(当日配付資料①1ページ1(1)ア)という意見は、3校で統合してから、日新小との統合を検討していくという趣旨か。

学校適正配置推進室長 当初、日新小を含めた4校での統合案を提示したが、まずは3校での統合を検討することとなった。しかし、3校での統合がまとまらなかったため、日新小との統合を含め、児童数の推移を見ながら検討していくこととしている。

教育長 「小規模校という選択肢を残してほしい」という意見は、
浜田小を単独で残してほしいという趣旨ではないのか。

学校適正配置推進室長 3校とも同様の考えであり、3校での統合の検討は、一
時休止している。

教育長 休止とはいっても、児童数の推移を見ていただけとはい
かないため、年1回の協議は継続していくということによ
いか。

学校適正配置推進室長 そのとおりである。

委員 11月以降に統合検討委員会が開催されるようであるが、
議論が進まない可能性もあり、何かきっかけを与えるべき
だと思うがどうか。

総務課長 3校での統合の検討の際に、日新小の改築の状況や3校
の児童数の推移等を情報提供して、総合的に検討してい
ただいている。

教育次長 他学区から自然いっぱいオープンすくうるに通学したい
など、小規模校に望んで通っている児童もおり、小規模校
も必要であるという考えの方もいることから、小規模校の
メリットもあるだろうが、デメリットについても保護者や
地域の方に改めて説明しなければならないと考えている。

教育長 なぜ適正配置が必要なのか、子どもの成長のために適正
配置がどういう役割を果たすのかという議論を経て、進ん
できている。小規模校のよさもあるが、もう一度子どもに
とって何がよいのかという視点に立っていただくのも大事
であると思う。

なお、今年度の3校の1年生の人数は、何人か。

学校適正配置推進室長 浜田小が2人、豊岩小が3人、下浜小が5人である。

委員 この4校について、統合するかしないかは別として、交
流したり、一緒に活動する機会はあるのか。

学校教育課長 スポ少で一緒になったりすることは考えられるが、教育
活動では、現在のところ機会はないと思われる。

教育長 豊岩小および下浜小は、交流があるはずである。豊岩小
の児童が下浜小にきて、一緒に浜の清掃をしたり、下浜小
の児童が豊岩小にきて、山での活動をしたりというもので
ある。この4校での活動については、情報がない。

今後、日頃からの小学校間の交流についても大切にする必要があると思われる。

※ 教育長等の報告(4)については、以上のとおり終了した。

【その他、今後の日程についての報告】

総務課長補佐 9月定例会の日程等についてお知らせする。9月定例会については、9月22日木曜日、午後3時30分から開催する予定である。

教育長 9月定例会については、9月22日木曜日、午後3時30分から開催予定とのことである。委員の皆様、よろしく願います。

【協議事項】

- (1) 令和4年度9月補正予算(案)に関する件について
- (2) 秋田市立学校設置条例の一部を改正する件について

協議事項(1)および(2)については、秘密会のため、秋田市教育委員会会議規則第21条の規定に基づき、会議録に記載しない。

午後4時50分閉会